

下田市漁業集落排水事業経営戦略(案)

団 体 名 : 静岡県下田市

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 令和 7 年 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年(30年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	全部適用
処理区域内人口密度	17.8人/ha	流域下水道等への 接続の有無	該当なし
処 理 区 数	1処理区(田牛処理区)		
処 理 場 数	1処理場(田牛地区処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	1市4町(下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町)の水道事業会計システムのクラウド利用を漁業集落排水事業の会計システムとしても活用し、他業種の事業体と共同化を図っている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料(税込値)

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本市の一般汚水の使用料体系は、基本料金と従量使用料(超過使用料)の二部使用料制を採用している。基本使用料に基本水量を含んでおり、超過料金は累進制となっている。 基本使用料 10m3まで 1,100円 超過使用料 10m3を超え20m3まで 132円 20m3を超え50m3まで 143円 50m3を超えるもの 154円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	上記と同じ				
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他の使用料体系の設定なし				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,090 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,366 円
	令和5年度	2,090 円		令和5年度	2,386 円
	令和6年度	2,420 円		令和6年度	2,719 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	全員が他会計職員と兼務のため、当事業に人件費は計上していないが、人件費相当分として負担金を支出している。 (水道事業会計に課長兼務負担金 500千円、公共下水道事業会計に職員兼務負担金 1,000千円)
事業運営組織	専従職員は配置せず、上下水道課下水道係の職員が漁業集落排水施設の維持管理や整備事業を兼務し業務にあたっている。 (上下水道課下水道係(課長1名、課長補佐2名、係員3名、会計年度任用職員1名))

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びマンホールポンプの保守点検業務を委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	令和7年度に公共下水道事業と併せて導入可能性調査を実施中。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口はR2.3月改訂の下田市人口ビジョンを踏まえ算出した。
本市の人口は減少傾向を示しており、今後も減少が続くと予想している。
将来処理区域人口は、下田市人口ビジョンによる減少率を採用し、令和6年度は135人であるが、令和17年には112人に減少すると予想し、普及率100%で面整備もないことから、減少の一途をたどることとなると予測している。

(2) 有収水量の予測

有収水量は流入水量の実績により算出した値に将来処理区域人口減少率を乗じ、有収率が実績で将来も一定であると想定し、有収水量を算出している。
有収水量減少率は、令和17年には80.0%になると予測している。

(3) 使用料収入の見直し

使用料収入は令和6年度の使用料収入に対して、有収水量減少率を乗じて算出している。
人口減少やそれに伴う有収水量の減により、令和6年度には2,349千円であった使用料収入は、現状のままでは令和17年度には2,275千円になると予測しているが、使用料の見直しを実施した場合は3,275千円になると予測している。

(4) 施設の見直し

本市漁業集落排水事業は、管きよ・処理場ともに整備が完了しており、今後の投資は改築更新事業が主体となる。
処理場の機器更新の際は人口減に付随したダウンサイジングについての検討が必要であり、人口減少が著しい場合は処理方式等の根本的な見直しも視野に入れた検討が必要となる。

(5) 組織の見直し

現状では、専従職員は配置せず、上下水道課下水道係の職員が漁業集落排水施設の維持管理や整備事業を兼務し業務にあたっている。将来的にも専従職員を配置する予定はない。

3. 経営の基本方針

■経営理念
本市漁業集落排水事業では、2024(令和6)年4月から、事業経営の健全化を目指し、企業会計方式を導入している。今後、企業会計方式による財政収支計画を活用し、その指標値をわかりやすく公表することで、広く漁業集落排水事業に対する理解を深めていただけるよう努める。
限られた財源の中、汚水を適正に処理し、公共用水域の水質保全や清潔な生活環境の確保を目標に、適正な事業計画と財政計画をもとに事業運営を行う。

■基本方針

1) 使用料による財源の確保
漁業集落排水事業を今後も継続していくためには、一般会計からの補助(繰入金)に依存しない自立した経営基盤を構築していく必要がある。汚水処理に関連する費用については、可能な限り使用料収入により回収することを目指す。
また、漁業集落排水事業の2024(令和6)年度における使用料単価は123.57円/m³である。使用料単価について、2027(令和9)年度に公共下水道使用料と同額に改定することが決定しているが、その後は、公共下水道事業と併せて5年ごとに適正価格の検討・設定を行うものとする。

2) 一般会計繰入金金の抑制
本市では、収益的収支に係る繰入金として、一般会計から補助(繰入金)を受けている。漁業集落排水事業は、利用者からの使用料収入により汚水処理に係る経費をまかなうべきとされており、繰入金に依存しない自立した漁業集落排水事業の経営を目指す必要があることから、繰入金については、削減を図る。

3) 経費回収率の維持・向上
本市漁業集落排水事業における直近5か年の経費回収率は35%から50%程度となっており、良好といえる水準である100%を大幅に下回っている。今後は、経費回収率が良好と言える水準である100%に少しでも近づくように経営の健全化を図ることとする。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	本市漁業集落排水事業は、管きよ・処理場ともに整備が完了しており、今後の投資は改築更新事業が中心となるが、処理場については、令和3年度に大規模な更新工事は完了しているため、計画期間内の更新予定はない。管渠についても計画期間内に更新の予定はないが、今後、投資の平準化ができるように更新計画を策定する。
-----	--

- 既存施設
計画期間中には既存施設の改築更新の予定はないので、事業費は計上しない方針とした。
- 新規事業
区域の拡張等の予定もないため、新規事業費は計上しない方針とした。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	使用料収入及び一般会計繰入金について適正な水準を検討の上、資金残高を確実に確保することにより経営の健全化を図る。
-----	--

- ①使用料収入
現状のままでは経費回収率とともに減少していく見通しであるため、今後、維持管理費を全て使用料収入で賄う(経費回収率100%)ことを目標に、既に決まっている令和9年度の値上げを行い、以降、下水道使用料に合わせ、令和6年度から5年毎に使用料の見直しを実施するものとして計上し、令和6年度の約235万円から令和17年度には約328万円となる見込である。
- ②他会計繰入金
基準内繰入金のみを見込むものとし、現状より徐々に減少させていく方針としている。
但し、純利益を一定基準に保ちつつ、減少させていく見込である。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ①動力費・修繕費等
近年の物価上昇を踏まえて毎年、3.92%の上昇を考慮している。
- ②減価償却費・企業債元利償還金
4条の建設改良事業については、しばらく実施しない見込であり、減価償却費や企業債の元利償還金については確定した数値となっており、今後減少していくと見込んでいる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	引き続き、1市4町による会計システムのクラウド利用を継続し、他業種の事業体との共同化を図っていく。
投資の平準化に関する事項	—
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	令和7年度に公共下水道事業と併せて導入可能性調査を実施中である。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和6年度に料金改定を行い、以降公共下水道事業と併せて5年毎の使用料見直しを検討していく予定である。 なお、令和9年度に料金を改定し公共下水道事業と同一料金とすることが決定している。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	一般会計繰入金について、今後の経営状況を見据えながら適正な基準を今後も検討していく予定である。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、処理場及びマンホールポンプについて管理業務を委託しており、今後も継続し、さらなる効率的な維持管理に努めるとともに、令和7年度に実施中のPPP導入可能性調査の結果によっては、PPPの導入についても具体的に検討する。
職員給与費に関する事項	現状の体制を確保しつつ効率的な運営に努める。
動力費に関する事項	有利な電気契約の検討などを行っていく。
薬品費に関する事項	効率的な維持管理を図り、薬品費の抑制に努める。
修繕費に関する事項	処理場及びマンホールポンプの管理業務委託の中で修繕に必要な情報を集め、早めの修繕を実施し、修繕費の抑制に努める。
委託費に関する事項	処理場とマンホールポンプの管理業務委託を継続し、効率的な維持管理を進めていく中で、先進事例などの情報収集に努め、委託費の抑制を検討していくとともに、PPPの導入についても検討する。
その他の取組	不明水対策に伴う有収率向上に努め、汚水処理費の抑制を図る。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今回の経営戦略に基づき、効率的・効果的な漁業集落排水事業の運営を行っていく中で、策定した収支計画について、毎年の実績を踏まえて比較検証を行い、3～5年毎の経営戦略見直しに反映していく予定である。 その名目で、5年毎の予定としている使用料見直しについても、経営状況を見据えながら検討を行い、経営の健全化に向けた取り組みを進めていく予定である。
---------------------	---